

神戸市職員労働組合民生支部との交渉概要

1. 日 時：令和4年11月24日（木） 17：30～17：35

2. 場 所：こども家庭局中会議室（1号館7階）

3. 出席者：

（市）こども家庭局こども企画課長、担当係長 他1名

（組合）市職民生支部長、副支部長

4. 議 題：勤務労働条件にかかる交渉について

5. 確認内容等：

（組合）

ご提案いただきました「一時保護所職員の勤務時間の変更」につきまして、回答させていただきます。こども家庭センター一時保護所の勤務時間変更については、移転に伴う必要な措置として、了承とさせていただきます。

その上で、職場の意見も踏まえ、2点について申し入れさせていただきます。

1点目は、夜勤の体制についてです。女性夜勤は3人となっていますが、幼児の就寝対応、小学生就寝対応も行うには、不安もあります。また、夜間入所があった際にも小学生と幼児の見守りと休憩もそれぞれ確保できるよう、現場実態を考慮し、安心して業務に当たれる体制の確保をお願いします。

2点目は、早出とシフトについてです。居住地の関係で早出ができない職員もいますので、そういった職員への配慮とともに、職場の勤務時間のシフトは、過度の負担なくできるよう考慮をお願いします。

今後、実際に移転完了して、運営し始めてからも新たに問題があがる場合には、労使協議をお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

（市）

日頃から、支部の皆さまには、福祉の第一線で利用者の立場に立ち職務に携わっておられますことに、心より感謝申し上げます。

勤務時間に関する申し入れを頂きました。勤務時間の変更に際しては、職員の状況を丁寧に取り上げてまいりたいと考えております。

いずれにしても、勤務労働条件に関する事項については、引き続き、十分に協議してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、前回の提案時に、勤務時間の変更開始日を令和4年11月1日としておりましたが、こども家庭センターの移転時期が変更されたことにより、開始日を令和5年1月1日とさせていただきます。

今後とも皆さんの変わらぬご理解とご協力をよろしくお願いいたします。 以上